



平成 27 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 C I J
代表者名 代表取締役社長 大西 重之
(コード番号：4826 東証第一部)
問合せ先 取締役 上席執行役員
経営企画部長 高見沢 正己
(電話：045-324-0111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 27 年 8 月 17 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 17 日開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 第 8 条（単元未満株式についての権利）について、記載内容の正確を期するため、一部文言を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 30 条（取締役の責任免除）及び第 41 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 新たに、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を定めるため、第 34 条について一部条項の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 9 月 17 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 9 月 17 日（予定）

(別紙)

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u>は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利3. 次条に掲げる権利	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について</u>、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利3. 次条に掲げる権利
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略) (新設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③<u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上